

野田市告示第44号

屋外広告物法第8条第2項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和5年3月22日

野田市長 鈴木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 128枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しくください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話04-7125-1111

第九号様式の二（第十六条第二項）

保管物件一覧簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
5-2-1	立看板 はり札	— 24	境杉戸線～市道71075～2522～1501～ 71300～結城野田線 関宿台町～関宿江戸町～関宿内町～西高野～柏寺～ 桐ヶ作	令和5年2月7日 午前9時から午後4時	令和5年2月7日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-2-2	立看板 はり札	— 19	我孫子関宿線～市道2532～2538～1511 ～ふれあい中央橋～結城野田線 古布内～木間ヶ瀬～次木～東宝珠花	令和5年2月7日 午前9時から午後4時	令和5年2月7日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-2-3	立看板 はり札	— 2	つくば野田線 目吹～柳沢～宮崎	令和5年2月14日 午前9時から午後4時	令和5年2月14日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-2-4	立看板 はり札	— 16	つくば野田線～市道1170～1160～結城野田 線～市道2200～越谷野田線～つくば野田線～市 道1061～1160～結城野田線～市道1220 ～32001～つくば野田線～市道2390～11 60～1061 宮崎～野田～上花輪～中野台～中野台鹿島町～野田 ～上花輪～清水～中野台鹿島町	令和5年2月14日 午前9時から午後4時	令和5年2月14日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-2-5	立看板 はり札	— 21	市道1061～21064～21081～1101 9～2080～1050～2080～2310～1 370 中野台鹿島町～堤台～岩名～春日町～岩名二丁目～ 岩名一丁目～尾崎～岩名～五木新町～光葉町～桜の 里	令和5年2月14日 午前9時から午後4時	令和5年2月14日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-2-6	立看板 はり札	— 3	市道2100～22224～22222～2100 ～22348 七光台～谷津～吉春～蕃昌	令和5年2月14日 午前9時から午後4時	令和5年2月14日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-2-7	立看板 はり札	— 41	野田牛久線～市道43124～野田牛久線～市道1 252～1240～1252 中根～宮崎～大殿井～木野崎～二ツ塚～山崎	令和5年2月21日 午前9時から午後4時	令和5年2月21日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-2-8	立看板 はり札	— 2	市道1280～62317～62311～6231 0～62304～62309～62322 下三ヶ尾～西三ヶ尾～二ツ塚	令和5年2月21日 午前9時から午後4時	令和5年2月21日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	